

第 1 3 回

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和 6 年 9 月 2 7 日（金） 自 午前 9 時 5 9 分
至 午前 1 1 時 2 2 分

場 所 法務省 5 階会議室

倉吉座長 定刻となりましたので、これより第13回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催いたします。

では、事務局から本日の資料について説明願います。

中島企画調整官 事務局でございます。第13回検討会の資料は、資料1及び資料2となっております。

資料1は、構成員の皆様からの御意見などを踏まえた修正を行った再修正版となっております。赤字部分は事前に御覧いただいた内容でございまして、青字部分が新たに修正した内容となっております。

1ページの更生保護ボランティアの日の加筆については、現時点までの進捗を加筆したものでございまして、もともと26ページの(23)にあった記載ぶりから引用をしております。

2ページの、「早急に取り組む」については、井上構成員の御意見を踏まえた修正としております。続いて、「不断の見直しを重ねていく必要」については、33ページ(13)の趣旨を強調してはどうかとの横田構成員の御意見を踏まえた修正としております。

7ページ(3)の更生保護サポーターの呼称と参画は、小西構成員の御意見を踏まえた修正としております。また、登録後も参加を促すなどと、「定期的に情報提供」は、山元構成員の御意見を踏まえた修正としております。

8ページ(11)については、倉吉座長の御意見を踏まえた修正としております。また、青字部分は山元構成員からの御意見を踏まえた内容ですが、保護司活動について家族の理解を得るとというのが御意見の趣旨であると理解をしまして、そのような修正といたしました。なお、「保護司活動のインターンシップなどの機会」は、明確に例示しておくという観点から、元のままとしてございます。

9ページ(15)については、清永構成員と井上構成員の御意見を踏まえた修正としております。

14ページ(1)については、横田構成員の御意見を踏まえた修正としております。当初、7ページ(5)に対する御意見でございましたが、保護司会の在り方に関連することから、こちらに加筆をしております。続いて、(2)については、「負担を軽減する」は、小西構成員の御意見を踏まえた修正としております。また、「デジタル化を含め」は、横田構成員の御意見を踏まえた修正としております。

15ページ(10)については、倉吉座長や柳川構成員の御意見を踏まえた修正としてお

ります。

22ページ(1)については、表現ぶりの修正としております。続いて、(2)及び(3)については、川出構成員の御意見を踏まえた修正としております。続いて、(6)については、表現ぶりの修正としております。続いて、(7)及び(8)については、山元構成員の御意見を踏まえた修正としております。

25ページ(15)の「区域間の連携」については、宮川構成員や井上構成員の御意見を踏まえた修正としております。続いて、(19)の「意思決定過程におけるダイバーシティの確保」という横田構成員の御意見を踏まえた修正としております。

26ページ(20)及び(22)については、山元構成員の御意見を踏まえた修正としております。続いて、(21)については、野見山構成員の御意見を踏まえた修正としております。続いて、(23)については、1ページの記載を踏まえた表現ぶりの修正としております。

28ページについては、井上構成員の御意見を踏まえた修正としております。

33ページ(13)については、宮川構成員や横田構成員の御意見を踏まえた修正としております。

37ページ(6)については、8ページ(11)の再掲の修正としております。

38ページ(8)については、山元構成員の御意見を踏まえた修正としております。

39ページ(13)については、15ページ(10)を踏まえた加筆としております。

最後に、ページが前後して恐縮でございますが、2ページ及び38ページ(11)の青字の部分は、形式的な修正となっております。

また、45ページには再犯防止推進法の関連部分を加筆しております。

続きまして、別紙としまして、おめくりいただきますと、「保護司から聴取した不安等の状況(令和6年8月末日現在)」というペーパーがございます。先日御報告した内容は6月末日現在のものございまして、聴取当時に保護観察を担当している保護司に限ったものでございましたが、今回の内容については、2としまして、保護観察を担当していない保護司も含めた内容となっております。保護観察を担当していない保護司の方が母数として多いこともありますが、保護観察を担当している保護司と比べて、不安を示された方の数が多くなっております。

また、1(2)と2(2)としまして、退任の意向を示された保護司は70名となっております。前回の報告のときは10名でございましたので、それよりも60名増えてござい

ます。続いて、3 といたしまして、委嘱を辞退された方は、前回の16名から3名増えて19名となっております。

続いておめくりいただきますと、資料2は構成員資料となっておりまして、山元構成員資料となっております。

事務局からは以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございます。報告書について、前回の検討結果を踏まえた修正案を事務局の方で皆さんの下にお配りして、それに対して更に御意見を頂戴し、それを反映したのが今の事務局の修正案ということになっていますが、これでよろしいかどうか、最終的に文言の確定も含めて御意見を伺いたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

井上構成員、いかがですか。

井上構成員 ありがとうございます。私の方は特に、意見はございません。非常にしっかりまとめていただきましたので、特にコメントすることはありません。

ただ、今日お配りいただいた「文化としての保護司制度」を拝見していたんですけれども、212ページで、ローソンキャロルさんという方が、「保護観察の国際動向と保護司制度」というタイトルで書かれている中に、「日本の保護司制度には際立った特徴と考えられる点が二つあります。第一は、保護司が、罪を犯した人の立ち直りに深く関与し、継続して自分の家族のように関わろうとするボランティアである点です。」とあります。これはそのとおり、報告書にもその精神が書き込まれていると思います。

続いて、「第二は、ボランティアである市民と国との関係性です。日本の保護司制度においては、まず、国と民間とが協働することによってこそ更生保護が実現し得るという理念が、国側から明確に示されています。その一方で、業務の大部分を無報酬で、しかも継続的に長期にわたって引き受けるという強固な意思（使命感）が、ボランティア側から示されています。」とあります。この辺りは、書き込まれているような気もするんですけれども、「強固な使命感」というところについては、せっかくこれは海外の方が御覧になって、日本の特性ということでおっしゃられているので、もうちょっと強めに書いた方がいいのではないかと考えたところです。

倉吉座長 井上構成員の前回の御意見を踏まえて、工夫して入れたところがありましたが、そこはどうですか。

井上構成員 使命感のところですね。

倉吉座長 これは達成感や充実感といったことを念頭に置いて書いていたのか。どこかに入れ

られますかね。

井上構成員 28ページの下から3段落目、思い付きで申し訳ないですけども、「高度に発達した資本主義経済社会において、利他の精神や人間愛に基づく」とあります。ここをベースとして、ここに「使命感」というのを入れるとどうでしょうか。

倉吉座長 「利他の精神や人間愛に基づく保護司制度は社会が持続的に成長していくための礎であり、その価値観」という所。その前に置こうということですか。

井上構成員 そこに入るかどうか、大きいタイトルが「保護司の使命」になってしまっているので、三つ並列すると、何かその一部分のような感じにもなってしまうので、難しいかなとは思いますが、イメージ的にはここに入れたらいいかかと思います。

倉吉座長 利他の精神、人間愛というのは、思いやりというこっちの気持ちを言っているから、どうでしょうか。

井上構成員 「使命感」については、日本の保護司さんはしっかりとした使命感を持っているということを、我々は当たり前のこととして、それを前提として議論していたと思うんですけども、海外の方から見ると、それがすごく特徴的に映るということらしいので、せっくなら入れたらいいのではないかという感想です。

倉吉座長 やはり上から4段落のところですかね。国際的なことでこう評価されているという、ここに入りませんかね。

井上構成員 そうですね、国際的なところでも良いと思います。

倉吉座長 そこで採択された京都保護司宣言では、日本の保護司の強固な使命感を高く評価することを前提としてというような。

川出構成員 よろしいですか。国際的な比較ということにこだわらなくてもよいのであれば、その上の段落の、「安心して生きていける社会をつくりたいという利他の精神の下、保護司が」の後に、「強固な使命感を持ち、地道な努力を積み重ねてきたことがある」とするのはどうでしょうか。

倉吉座長 それはシンプルでいいですね。

川出構成員 そこに入れば、文章としてはつながると思いますが、他方で、国際的な比較ということを強調するのであれば、次の段落に入れた方がよいかもしれません。

倉吉座長 「保護司が強固な使命感を持って地道な努力を」と、こう持っていくわけですね。保護司の使命という段落なんですけれども、そこでまた強固な使命感と入りますが、何かよさそうな感じがしますね。どうですかね、皆さん。

よさそうですね。

それでは、続いて御意見を。

川出構成員、ほかには何かありますか。

川出構成員 私が前回申し上げた意見も取り入れていただきましたので、文言については特に現段階で意見はありません。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、清永構成員、お願いします。

清永構成員 私も前回要望した国際化のところを表現修正してもらいましたので、もうこれ以上気になることはございません。事務局の皆様、御苦労さまでした。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、小西構成員、お願いします。

小西構成員 ありがとうございます。私も、改めて一通り拝読させていただきましたけれども、この更生保護サポーターの呼称など、いろいろ私が前回提案させていただいたところについても反映をしていただきまして、本日は特に文言等に関しましては、細かい部分はございません。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、杉本構成員、お願いします。

杉本構成員 私も特にありません。ありがとうございます。

倉吉座長 野見山構成員、いかがですか。

野見山構成員 特に内容的にはないんですけども、ちょっと言葉の、12ページのポツ5、「複数指名制を活用したり、新任保護司研修会等でベテラン保護司との交流を深めていく」、というところを「交流を深めたりしていく」としてはどうでしょうか。

倉吉座長 前半が「たり」だからですね。

野見山構成員 はい、「交流を深めたりしていくことが必要」というふうにした方がいいと思います。

倉吉座長 その方がいいかもしれませんね。正しい文法はそうなんですよ。今の日本語の使い方は、割とそこがルーズになっていますけれども、これは、「深めたりしていくこと」にしていきたいと思います。

野見山構成員 ちょっとそのところが気になりました。以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、宮川構成員、お願いします。

宮川構成員 今回の報告書については、特にありません。

倉吉座長 では、柳川構成員、お願いします。

柳川構成員 前回は申し上げましたが、昨年の6月27日でもう大幅な骨子ができたので、それ以降はもうあと文言の修正とかそういうことなので、別段、私は6月27日以前で大枠ができたなと感じておりますので、今回については異議はございません。

倉吉座長 分かりました。

では、山元構成員。

山元構成員 私も基本的に、この意見書案で。一つだけ気になっているところがあります。保護司から聴取した不安等の状況ということで、8月末現在になっているんですが、(2)の次のページですね。

倉吉座長 何ページですか。

山元構成員 ページ数が入っていないんです。意見書の最後の、48枚目ですね、アンケート結果のところですよ。余計なことかもしれないですけども、私が気になったのは、この事案で退任の意向を示した保護司数が61名と、それから、手続中だったという方の委嘱辞退が19名ということで、私自身は数が多いかなというか、当初予想はされていたんですが、今後も多分この数というのは増えていく、特に新任の保護司の方ですね、増えていく可能性があるんで、何らかの手当てというのが早急に必要になってきているかなと、そういう気持ちを持ちました。

以上です。

倉吉座長 確かに。でも、早急な取組ということも入れたし、文言としてはこれでよろしいですかね。このことは、でも、十分に踏まえないといけないですね。どうもありがとうございました。

それでは、今日リモートで参加いただいておりますので、横田構成員からも、この案の文言についてこれでよろしいかどうか、御意見を伺いたいと思いますが。

横田構成員 問題ございません。どうぞよろしくお願いします。

倉吉座長 それでは、どうもありがとうございました。

それでは、今のとおりで文言を確定させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局の方も、いいですね。お願いします。

中島企画調整官 事務局です。修正の内容について、改めて確認をさせていただきたいと思い

ます。

2点ありまして、そのうちの最初の1点目、12ページですけれども、上から5ポツ目のところでございます。「複数指名制を活用したり、新任保護司研修会等でベテラン保護司との交流を深めたりしていくことが必要。」というふうに修正をいたします。

次が、28ページの3段落目でございますけれども、終わりのところでございます。「利他の精神の下、保護司が強固な使命感を持って地道な努力を積み重ねてきたことがあると言っても過言ではない。」ということで修正をいたします。2点、修正をいたします。

倉吉座長 ありがとうございます。

それでは、そういうことにしたいと思います。

次ですが、これまでおよそ1年半にわたり議論を積み重ねてきたわけですが、今回は正に節目の回ということになります。この機会に構成員から一言ずつ御意見でも感想でも結構ですが、頂戴したいと思います。とりわけ、5年後に検討すべき事項ということも我々は念頭に置かなければなりませんので、そのことも含めて、よろしくお願いします。

これも順番にお聞きしたいと思います。横田構成員がちょっと早めに退出しなければならないということを事前に聞いておりますので、横田構成員からよろしくお願いします。

横田構成員 ありがとうございます。出張先で僭越ですが、トップバッター行かせていただきます。よろしくお願いします。

まず、取りまとめの件ですね、意見の反映、丁寧に御反映いただきましてありがとうございます。この検討会に参加するに当たって、私は数年前に保護司制度の件を法務省の方から御説明を受けて、もっと保護司さんを増やしていくために、認知を上げていくためにどうしたらいいかという御相談を受けたのが、最初にこの保護司制度のことを知った初めての機会となります。こんな重要な、大事な制度があったんだというのを知らなかったのも、そのときにも大変感銘を受けましたし、それもあって、今回のこの会議に参加することを、微力ですが、私も是非参加をしたいというふうに、お声掛けを頂いたとき感じた次第です。この1年半、皆さんのお話伺っている中で、本当に全国各地で心を砕いて、汗をかいて、活動してくださっている保護司の皆さんがいらっしゃることを、改めて深い尊敬の念を抱いております。

今回の報告、取りまとめですね、多くの前進した内容もあるというふうには認識しております。しかしながら、この保護司制度の安定的な次世代への継承という観点で言うと、正直申し上げると物足りないと感じる面もあるというのが個人的な感想でございます。現状の対

策だけではもう10年後、20年後、保護司制度が安泰だなというところまでまとめ上げられたとまではいえない、なので、5年置きに是非検討のし直しを必ずしてほしいというふうをお願いしたというところでございます。

今後についてですね、やはり事実ベースで現状の保護司さんの活動状況だったりとかを把握していくというのが、もう本当に第一歩だというふうに考えておりますので、保護観察所においては各保護区の男女比や年齢分布、最低年1回は確認をすべきだというふうに思いますし、その情報データを保護司会とともに共有をして、定期的に議論をする機会を各現場で持っていただくことは非常に重要だというふうに思っています。この数字に関しては、再三申し上げておりますけれども、理事会の構成も改善をしていく必要があるというふうに考えております。これがもう日常的に現場から変わっていくための一歩だというふうに思います。

また保護局においても、横断的な視点で見えていけるという観点では、定点観測を必ず3年、5年、10年後の将来の予測を見据えて、今のままの人数だと、年齢構成だと、こういうふうになってしまうということをきちんと把握して、効果的な対策を考えていくということが重要だというふうに考えております。もう人口減少と高齢化が進む現状を踏まえると、人力に過度に依存した制度というのは維持が難しくなってくると思いますし、デジタル化の推進は、高齢な保護司の方も多い中でなかなか進みづらい面があるとはいえ、その点を進めないと若手が参画しにくい状況があるということもきちんと認識をしていただきたいというふうに思います。

個人的には、本当に前回、絶滅危惧種になりますよというふうに申し上げましたけれども、そうなってほしくないという思いがありますので、保護司制度の維持又は保護司制度の枠組みだけで考えていても、社会の安定と安心というところを作り上げるには、ちょっとスコープが狭いと感じる面もありますので、もしかしたら法人への委嘱ということもあり得るかもしれませんし、ボランティアだけで全てが成り立つかどうかもちょうと不安な面がありますので、是非継続的な議論を進めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

それでは順番で、山元構成員からでよろしいですか。

山元構成員 私からは、まず今回、意見を取りまとめるに当たりまして、事務局の方の御苦労というか、それに敬意を表したいと思います。資料がいつも完全に出来上がってきて、そういったところでは意見を述べやすかったというところで、感謝申し上げます。

それから、今日何か意見を求められると思って考えてきたんですが、一つは、まず保護司制度の原点は何かということを考える必要があるのかなと思いました。原点というのは、更生保護で対象者に寄り添うということが保護司の原点だと思っています。それで、罪を犯した人たちの更生保護というところで、我々は職務を全うするというか、対象者に寄り添っていかなければいけないと。将来、持続可能な保護司制度というのが残っていけばいいのであって、その原点をまず忘れてはいけないなと思っています。

それから、保護司については、私の保護区でもいろいろな保護司の方々を見てきているんですが、いろいろな保護司がいます。先ほどお話があったように、強固な意思というものも必要ですし、かといってそれを全員が共有しているかというところもありませんので、再度自分の保護区に戻ってこういったところの確認をしていくのが必要なのかなと、保護司の使命というところを再度みんなで確認していくということが必要なのかなと。

ただ、どうしても保護司の制度自体はほかの、保護司以外の、特に更生保護関係者以外の方には知られていないのが実情で、そこをどうやって広めていくかということを更に考えていく必要があるのかなと思っています。特に、先ほどのアンケートで出てきたように、新任の保護司の方の成り手、辞退者が増えてきたり、あるいは保護司自体の辞退者が増えてきているというのも、それはいろいろな事情でしようがないと思うんですけども、ここをなるべく食い止めるように、一人一人で考えていく必要があるのかなと思っています。

私からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、柳川構成員、お願いします。

柳川構成員 改めて、今回のこの構成員に参加させていただいて、感謝を申し上げます。やはり自分で考えていることと、同じ保護司でも考えることが違うのかなと、本当にたくさんこの1年半、話し合うことができました。立場上、幾つかの団体長をやっているのも、その度に招集して、勝手に意見を出してくれということで、たたき台を多く作りました。本当に私自身改めて、保護司になってよかったなと、ちょうど去年、35年過ぎただけけれども、若造が、何も分からない保護司が35年できたのは、やはり大きな仲間が、昨日実は神奈川で退任式だったんですけども、皆さんが、失敗も間違いも挫折もあったけれども、やはりやってきてよかったなと、これはほかの役員とどこが違うのかなと、やはりみんなクエスチョンマークで、退任された25名ぐらいの人が、半分ぐらいしか来なかったんですけども、やはり人との関わり合いができたというのが大きな礎かなとおっしゃっています。

また、今回この構成員になって、事務方の苦労はよく分かります。私も団体長をやっているんで、本当にいろいろなことをまとめるのは大変で、文言一言でも人によって解釈が違ったり、とても勉強になりました。あえて名前を申し上げると、小西構成員がいますけれども、神奈川ではいつも御一緒させていただいて、再犯防止推進法とかいろいろなことで、いつも本当に、私はただの一保護司なんですけれども、やはり学者さんとかそういう方が、法律学とかのことは、やはり私たちと言葉の感覚が違うので、その点が非常に勉強になりました。清永構成員が、時々テレビで見える方とこうやって目の前に見えたなというのも、本当にうれしいですし、井上構成員とは時々いろいろなお話をして、結構楽しかったです。あと、保護司の仲間は、何か言うと、やはりいつも共通点があるよねと、何か保護司というのはどこかで共通点を持っているなというのをすごく感じました。

ここ何年か、ずっと保護観察の定例研修だと、法律改正とかそういうことばかりやっていて、本来の保護観察の在り方とか、対象者とどうやって向き合うか、そして保護司同士の意見交換をどうするかというのが、ここ五、六年、本当の基本の、やはり保護司としての在り方や保護観察の在り方を、ちょっとね、法律改正ばかりこのところ確かに多かったです。本当に五つ六つも法律改正の研修会ばかりだったんですよね。だから、私の地区は自主例会でグループ討議をがんがんやって、若い保護司さんや経験の少ない保護司さんも仲間に入れて、その人を中心にして話せと言っているんだけど、やはりコミュニケーション不足が最近出てきたのかなと。

神奈川でもよく、45の保護司会があるんだけど、連合会長で一人一人聞くと、出席率が最近、定例会や自主例会でも少ないというんだよね。だから、なぜ参加が少なくなったのか、その辺もちょっと基本的に見詰め直さないと、組織があるから会議を開いて、おざなりで終わるのではなくて、どうやったら有効で皆さんの参加率がよくなっていくのかなというのも考えていかなければいけないなと思いました。

私自身、本当に農家の長男坊で、大した学問は持っていないんだけど、やはりたたき上げてきたものをどうやってこれから次の世代に移すか、いつも最後に言うんですけど、次につながる人づくりと、次につながる組織づくりを、やはりきちんとやっていかないと、どこかできしむことができるのではないかなと。私のせりふはこれでいつも締めるんですけど、本当にきちんとつなぎ止めるような形で次にやる人材と組織をきちんと持っていかなければ、保護観察がない保護司会が全国でも増えています。関東の連合会長をやって、全国の代表もやっていますが、やはり柳川さん、地方の声は届かないんだよ、保護観察が何もなく

でも保護司会を維持できるのかよ、保護司が必要なのかよというのは、もう単刀直入に県連の会長から私が、形上やっていると、これをどこに伝えればいいのと、それが今、切実になっているのではないかなと思っています。だから、これから、保護局には頑張ってもらって、観察官教育とともに、やはり保護観察の本来の在り方をどうやっていくのかというのをお願いします。

神奈川でも議員保護司委員会があって、約50名いるんだけど、県議会議長や政令市の議長なんかもみんな入っているんだけど、柳川さん、こういうふうに思い付かなかった、どこでたたき台作ったのと、議員は高飛車だからこういうことできないよなんて、やはり改めて議員さんが言ってくれたので、だから、これは議員さん、悪いけれども、みんなの素直な気持ちだから、議員さんも初心に戻ってよと、初めの一步は何なのと、初めの一步というのが最近ちょっと口癖になってしまって、やはりそういったことを、本当に初心の気持ちで当たらないと、どこかできしむことが出てくるのかなと思います。

ちょっと長く話しましたが、本当に原点にちょっと戻れた、自分自身が原点に戻れたかなと思っています。ごめんなさい、ありがとうございます。

倉吉座長 いえ、どうも本当にありがとうございました。

それでは、宮川構成員、お願いします。

宮川構成員 まず、さっきもちょっと出ていたんですけれども、このアンケートの次の結果というのは正直、桁が違う数字になっているかなと思うので、そこは今回ではないにしろ、もっと精査しなければならないのではないかなと思います。もしかしたら、やっているとときやっていないときのテンションの差があるとかもあるからかもしれないんですが、数字的に見ると全然違うので、もっと詳しいヒアリングができるんだったら、それぞれでヒアリングしていただければなと思います。

検討会を終えてになるんですけれども、前回も話したかもしれませんが、既に社会というのが、これまで地域社会というのがあったときと比べて、時間であつたりとか距離であつたりとかというのが大幅に広がっているというか、もう何なら国という自体の枠も越えるのではないかなというぐらゐの状態になっているのが現代の社会だと思っています。寄り添われる方というのもすごく多様性が出ていますので、どういうふうに寄り添われたいかということ自体も違ってきているのかなというふうに感じています。

そういう中で、この更生保護という存在自体が孤立しないことというのがとても重要なかなと思っていて、山元構成員も言われたみたいに、これは認知度の問題とも絡んでくると

思うんですけれども、井上構成員の文化という言葉にもあるように、この社会の中、社会に対して、この更生保護というのが当たり前のように存在できるようにあり続けていくことというのがとても重要なのかなと思っています。それらをやっていくために、この組織であったりとか法が、原点は回帰しながら、変わり続けることができるというか、変わり続けることを容認できるような組織であり、法であるということが今後、要と思うし、それができてこそ民間も含めた更生保護、民間主体の更生保護にもなっているのかなと思っています。

5年後の話もちよっと出てきたので、あれなんです、例えば5年後にやっていくのであれば、僕は今回の件でBBSにも入らせてもらって、BBSの大学生に聞くと、やはり全然意見は違う。横田構成員の話も出ていましたが、若手の意見というのはもう圧倒的に、報酬制のことから踏まえて、全然違うので、そういうところの意見も通るべきだと思いますし、さっきもあったんですけれども、毎年のようにデータをちゃんと集積していくことというのが要るのかなと思います。

議題として今回もあったし、話してもらいたいのは、報酬制ではないにしろ、マイナスになっていないか、会費も含めて、ちゃんとした弁償金が行われて、現代の金額に即したものが払われるか何らか、どういう仕組みになるか分からないですけれども、持ち出しがないかどうかというのは確認するというのと、さっきも言いましたけれども、保護司が求めているニーズがあると思います、それと、対象者が求めているニーズもあると思いますので、そのニーズ自体がちゃんと一致しているとか、ちゃんとそれに対応して提供できているかなというところを確認してほしいということと、繰り返しになりますけれども、認知度がどれぐらい高まっているのか、もしくは下がっているのか、周辺とどういう関係性を構築できているのかというところをまずは調べた上で、やっていただけたらと思います。

あとは感想になるんですけれども、これより前段階として、コロナ期における若手保護司のフォーラムがZoomであったところから多分、呼んでいただいたのではないかなと思っています。思っているんですけれども、それを踏まえた上で、この会もあり、例えば四国地区での代表者会に呼んでいただいたりとか、本当にいろいろな方と出会わせていただいて、勉強になりましたという、大分、柳川構成員じゃないですけれども、やはり知らなかったこととか、自分の考えではないということ的大量に入れられたと思うし、そういうことを入れた上で、また伝えていけることというのはあると思いますので、非常にいい機会を与えていただいて、ありがとうございました。

倉吉座長 ありがとうございました。

それでは、野見山構成員、お願いします。

野見山構成員 ちょうど1年前です、福岡県の方で各地区の保護司会の会長の協議会がありまして、そこに突然、野見山さん、来てくださいと観察所の方から言われまして、あなたは検討会に出ているから、話をしてくださいと。8月終わったばかりで、何も話すこと、そんな今話すことはありませんと言ったら、いや、何でもいいですから来て話してくださいということで、結局行って、構成員の方々はこういう方ですとか、男女比はこうですとか、そういう話をして、とにかく雰囲気がびりびりしているんですよね、それで、実は今これだけ、ちょうど推薦委嘱の手順と年齢条件のときだったと思うんですけども、決してとっぴなことを言っているわけではありません。保護司の皆さんの意見を集約して、それを基に討議や検討は行われていますと言ったら、ふっと空気が和んだ。皆さん方の本当に意見、もう全国各地の保護司の意見をどんどん集約しての検討会ですと言ったら、そういう雰囲気になりました、私も現場の者ですから現場の現状というのをどんどん言って、それが私の使命だと思っていますということを言ったことを今、思い出しました。また先日、検討会終わりましたら、また来てくださいねということを言われておりますので、また、こんな感じで終わりましたということを報告したいと思っています。お世話になりました。ありがとうございました、いい機会を頂けて。

それから、保護局は、全国いろいろな保護司の意見をどんどん汲み上げられたと、そうしてできたこういう検討会の報告ということは、もっと強調されていいのではないかなと思いました。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

では、杉本構成員、お願いします。

杉本構成員 毎回資料を見させていただいて、やはりすごいなと思いながら、皆さんの意見がきちんと集約されて修正されて、そういったことでも大変勉強になりましたし、もちろん構成員の皆さんの御意見が、ふだんなかなか日常の会話の中では話せないような貴重な御意見が素晴らしいなと思って、参加させていただいておりました。私もじっくり考えて、ここ1年考えてみて、この先どういうふうにしていったらいいのかなとか、検討会以外の時間で考える機会が増えたんですけども、やはり私は学校を回ったり仕事でしていることもありますし、また医療職でもありまして、いろいろ考える中で、保護司という存在が、もちろんみんなが子供たちが知るということは、社会を明るくする運動の作文で説明しても、ぴんと来

るところまでは多分なかなか行かなくて、そういう人がいるんだなということを知ってくれたり、そういうところになっているかなと思うんですけども、やはり保護司に限らず、自分が収入を得る仕事以外でどんな形で社会に貢献できるかなとか、こういう役割が社会に必要なんだなというのを、やはり保護司という言葉だけではなくて、民生委員もそうですし、ほかにいろいろあると思いますけれども、もっと子供たちが自然に、大人になったら自分がこういうことで関わって、何か社会に役に立てたらいいなとか、子供のうちからイメージを持てるような、そういう何かが進んでいかないと、保護司を急にどうですかと言われて、確保していこうと、やれそうだとか、やれなさそうだとか考えるには、ちょっと今回も出ていますけれども、強固なというような、その使命感とかということを急に持つということはなかなか難しいのかなと。やはり子供のうちの、どんなことが社会の中で役割があるのかなというところのイメージができるような何かを進めていく必要が、最終的にはそこは重要なかなというふうに思って考えていました。

隣人愛という言葉がいいのか分からないですけども、やはりその心が育つことが前提で、それを持った上で、他人事ではないという気持ちで対象者と接していく、それしかないような気がしていて、昨日も対象者に私、会いましたけれども、やはりこの子がどういうふうになっていくのかな、これだけのことをしてしまったけれども、今は何時に起きて仕事を頑張っていてとか、その生活を身近で見て、5年後、10年後、この子がどんな感じで生活できているかな、社会でこの地域でどうやって過ごしているかなというのをやはり考える、親身になることが自然にできるという人たちが育っていく、その上でようやく保護司ということが、寄り添いながらできるのかなというふうに考えたりしていました。

それともう一つ、保護司になってからのことを言いますと、病棟などというケースカンファレンスのようなものがないなと思っています。身上調査書に書かれているようなものも、保護司間でもなかなか共有することは難しいといいますか、皆さん控えています。私の周りでは、私はこんな対象者を持っているよというような話もかなりオブラートに包んだ形で話しますし、困り事をどこまで共有していいのかということも、やはり具体的に話すということではないような気がしています。ですので、病棟というケースカンファレンスみたいなものがなかなか実際にはないわけで、こういう状態ですとか共有できるのは、本当に主任間のみと言ってもいいのかなと思います。

そうなってくると、やはり困ったときにしか相談できないというか、報告書は上げていますけれども、具体的に自分はこう考えていて、いいのかなとか、どうかなということが、や

はり情報のかいつまんだ中での相談事を保護司の先輩とかとするというだけだと、ちょっと具体的な内容ではないので、偏った感覚になってしまったら、なかなか修正できなかったりとか、こういう人につなげようかなというのにも広がりにくい、具体的に話していないので。なので何か、そこも保護観察官の増員というところにかかってくるのかもしれないですけども、やはりそういった機会が持てないと、何年間も持ち続けるには、主任官と時々相談するという以外にはないので、そういうのがもう少しあるとやりやすいのかなというふうに考えたりしていました。

本当に勉強になりましたし、まだまだ自分自身も考えなければいけないと思うことがたくさん出てきた1年間だったなというふうに振り返ります。本当にありがとうございました。

倉吉座長 ありがとうございました。

では、小西構成員、お願いします。

小西構成員 今回、構成員として本検討会に参画させていただきまして、本当にありがとうございました。私自身、本当に改めて保護司制度についてじっくり考える貴重な機会ともなりました。

この報告書を改めて読んで感じた点といいますか、今後に向けての方向性として感じた点、3点ほど触れさせていただきますと、まず初めに、座長がお話しになられたように、やはり見直しというのが今後も引き続き必要であろうというのは強く思いました。社会の流動化や価値観の変化というのが現在非常に大きく進んでいる、激しいというふうにも言えますので、見直しというのは不断に行っていく必要があるだろうと思います。特に、今回もいろいろと議論があった保護司の方々の待遇、実費弁償金、これもいろいろと社会の中でも物価とか経済的な変化というのは今後も見込まれると思います。そして、金銭的負担というものについても引き続き検討していただければと思います。

2点目としては、以前自分の方からも、EUと協力して行われたコッパープロジェクトという、オランダやポルトガルなどの保護観察を担う民間団体・政府機関などの研究による、エビデンスレビューについて触れさせていただきましたが、その中でも、例えば、保護観察におけるボランティア活動のモチベーションとなる要因としては、金銭的な報酬ではなく、むしろ金銭的な報酬は、出費についてのカバーが十分なされていれば、要因としては非常に低いということで、金銭的な報酬よりも、むしろ社会に参画していると、そういう意識を持てるようにしていくことがモチベーションを高めるものとして非常に重要なんだというのがエビデンスレビューで出されていたというのを触れさせていただきましたが、やはり今後も

そうした実証的なデータの蓄積というものも非常に重要であると感じております。

特に、この報告書の15ページの(7)でも、今後も地域活動についての調査研究、安全・安心な社会の実現にどのようなインパクトを与えているのかというようなことについての調査研究の実施について、触れられておられますが、こうした地域活動についての意義などに関しても、実証的なデータを出していくと、更に今後の検討の上でも大きな意義があると思います。また、そういうときにも、できれば多面的にというのでしょうか、例えば民間の研究機関との連携ということも必要ではないかなと思います。その上で、今回配られました文献にもあります保護司みらい研究所といった組織が最近作られましたので、こうしたところとの連携というのも意義があるのではないかと思います。

3点目としては、やはりもっと日本の社会の中で、是非、更生保護の活動というものの自体を多くの方に知ってもらうということも、今後の大きな方向性として、あると思います。この報告書でも、26ページの(22)で、これから気候変動もあるので、7月に限られない社明運動の在り方というものも指摘されておられますように、やはり更生保護の考え方を社会の中で促進、啓発するという、それもまた必要であるとともに、更生保護の具体的な活動自体をもっとより知ってもらいたい、どのような活動をしているのかというのを、保護司の活動についてもそうですし、ほかのBBS会とか、協力雇用主も含めて、知ってもらうというのを、より進めていくことが必要なのではないかと思います。

その上でも、例えばイベントの在り方みたいなものについても見直していく必要があるかとも思います。矯正の方であれば、例えば全国矯正展とか、どこどこ矯正展みたいなものを全国で、全国矯正展は今大体冬とか秋ですけれども、どこどこ矯正展というのはもう本当に全国各地で都度行われていて、最近では全国矯正展でも刑務作業製品に限られず、例えば刑務所とコラボした関連企業とか、日本酒の販売みたいなものも、例えば北海道の方で刑務所とコラボしているというので、されていたりとか、あるいは関連しているいろいろな企業が出展したりとか、あるいは機能向上作業のような作業の体験ができるコーナーがあったりというふうに、広報をいろいろ、昨年も東京国際フォーラムで行われていたものも行ってきて、非常に展開されているなと感じましたし、また、各地いろいろ回っていくと、各地域の矯正展に、別に刑務所だけではなくて、関連する団体、例えば地域生活定着支援センターも出展して、参加されている市民の方々に広報されたりというのもしているように、イベントも、例えば協力雇用主とかソーシャルファームの物販とかも行いつつ、更生保護についてもっと知ってもらえるような集客というものも工夫していく余地も、まだあるのではないかと

なと感じました。

この報告書については、本当に保護司の先生方の意見というのを踏まえた上での構成といえますか、課題事項に対する保護司の主な意見というのを踏まえて、それぞれ今後講じていく施策等というのを立てている、こういう構成も、本当に保護司の先生方と一緒に作っていた、この検討会の構成自体もそうですけれども、そういう形で作られているというのは非常によかった点ではないかなと改めて感じております。私自身も引き続き、この保護司制度について、また更生保護についても考えていきたいと思います。ありがとうございました。

倉吉座長 どうもありがとうございました。

それでは、清永構成員、お願いします。

清永構成員 ありがとうございます。今後の課題のところから申し上げますと、はっきりしているのは高齢化と国際化であろうと思います。現在、既に矯正施設も高齢の方がたくさん入っていて、ということは、出てきてからそういう方々のサポートということで、対象者の方の高齢化も進むし、保護司の方の高齢化も進むということを、次の大きなテーマの一つになるんだろうというふうに思っております。やはりそろって高齢化していけばいいというわけでもなくて、若い方も保護司として存在していなければいけないわけで、その点は今回この検討会が開かれた最初の問題意識にまた戻って、時間が経過した時点で、併せてそのことも再び検討することになるのだらうと思いました。

もう一つの国際化の方は、最後の方でちょっと私も触れさせていただいたんですが、長期的には、やはり外国籍の保護司の就任をどうするかという検討を将来的には考えていただきたいと思っております。外国籍の方が保護司さんになったとて、何かそんなに問題があるとは到底思えませんし、海外に由来のある方がサポートすることで更生保護に資することも多々あるだろうと思います。「当然の法理」との兼ね合いなどもあって難しい点もあるとは思っているので、そこは今回の検討会では議論しきれなかった将来に向けた宿題ということで、考えていただければと思います。

あと、議論したことについて、私自身の考えですが、この中では唯一、報道機関の人間です。生の保護司さんたちの意見を聞くことができ、私自身も学ぶことがたくさんありました。ああ、そうか、こういうふうにお考えなんだというふうに思うし、原稿を書いたりするときも、ここで皆さんとお話をしたりしたことというのがベースにあって書けるので、何も知らない中で書くときとは全く違う、自分の取材とか報道の活動でも参考になりました。

私は司法記者なんですけれども、今も法務省の中の記者クラブのメンバーでもあります。

法務省の記者クラブは「法曹クラブ」といいます。なので、ふだんも法務省の中を取材しております。そこで感じることもありますが、法務省保護局自身も開けた保護司制度を実現するために、是非積極的にPR、そしてメディア対応をしていただきたいと思います。法務省の中での保護局は、今も親身に対応してくださるし、相談にも乗ってくださる。それはやはり保護局はほかの部局よりも、保護観察の取組で外部との接触がもともと多いからだろうというのも思うんですが、是非今まで以上にPRにも努めていただきたいと思います。

最後に、メディアである私自身も、これを機会にできるだけ保護司の制度を取り上げたいと思っています。司法記者が注目しているのは、とにかく「捜査」と「公判」です。「捜査」でいうと、特捜部がどうなるか。「公判」でいうと、裁判がどうなるかばかり考える。これは全国の支局や放送局でも同じです。基本的に警察担当の司法担当は若手が兼務をします。そうすると事件取材が中心になりがちで、その後どうなるかは忘れがちになります。とりわけ保護と矯正は現役の司法記者は取材の優先度が下がってしまうんです。派手な捜査と公判ばかりに目が向いてしまいます。メディアにとっても更生保護の問題点や重要性をもっと知ってもらい必要があると思っています。また私自身も積極的に取り上げたいと思っています。ありがとうございました。

倉吉座長 どうもありがとうございました。

では、川出構成員、お願いします。

川出構成員 最初に、このような機会を頂いたことに、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。社会が変わっていく中で、保護司制度も変わらないといけないということで、この検討会が立ち上げられたのだと思いますが、構成員である保護司の皆さんのお話を伺っていて、そうはいっても、やはり譲れない部分があるのだと、ここを変えてしまったら、保護司制度自体が変わってしまうものがあるのだということがよく分かりました。そこは大切に守っていかなければならないと感じた次第です。

そういう限界がある中で、この報告書には、考えられることは全て書かれているのではないかと思います。今後ここに記載されたことを実施していただくことになるわけですが、他方で、保護司制度は基本的にはボランティアであるわけですので、制度や運用を変えたとしても劇的に状況が変わるというものではないのだらうと思います。その意味では、制度や運用を変えるということと並んで、すでに皆さんがおっしゃったように、社会の中での保護司の認知度を高めていくことが大切なのだらうと思います。

今回の検討会については、清永構成員のお力もあって、いろいろなところで報道がなされ、

保護司というものについての認知度が高まったと思いますが、これで終わりにすることなく、継続的に広報活動をしていく必要があると思います。私自身としても、学生の中には刑事政策に興味を持っている学生も相当数いますので、そういう人たちに、今すぐにではないにしても、いずれ保護司として刑事司法に関わるようなことも考えてみたらどうかといった働きかけしていきたいと考えています。

その上で、今後の課題ですが、報告書では、少なくとも5年ごとに、保護司制度の在り方等について検討を行うものとされています。まず5年やってみて成果が上がれば、それはもちろん結構なことなのですが、必ずしも思ったような成果が上がっていないとなった場合には、より抜本的な改革を考える必要も出てくるかもしれません。ただ、その場合に、そこを変えてしまってもう保護司制度として成り立たないというような部分があるとすれば、保護司制度自体の改善ということと併せて、別建ての更生保護への民間の関与、例えば、この検討会でも話題になりました法人への委嘱といったことも考えていく必要があるのかもしれないと思っています。

以上です。

倉吉座長 そうですね。どうもありがとうございました。

では、井上構成員、お願いします。

井上構成員 1年間、本当にあっという間の1年間だったというふうに思います。本当にこの場で私が得たものはものすごくたくさん、また深くありまして、皆さんの議論に参加させていただいて本当に感謝しております。

この1年間、この検討会に参加させていただいたこともあって、自分の周り、会う人に、保護司さんというのを知っていますかという質問から始まり、いろいろ自分なりにヒアリングを1年間してきました。ヒアリングの結果、やはりまだまだ認知度については、私は知っているのが当たり前だというふうに思っていたので、まだまだ大きなギャップがあると感じました。意外に知られていないということを強く感じました。保護司さんの認知度を上げていくということが非常に重要なことであることを体感的に理解したところです。

実は昨日、民事調停協会の会があって、そこでも同じように、保護司さんに関してのいろいろな制度の見直しをしているということを話題にしました。民事調停委員も、調停のときに暴力を振るわれそうになったり、殴りかかれそうになったり、結構危険なところもあるんですが、そういう方々が、保護司さんという言葉を私が出した瞬間に、「保護司さんってすごく大変な仕事なんですよ」とおっしゃられていました。まだまだ知らない方が多い中

で、一方では保護司さんというのは、いろいろなボランティアの中でも、ものすごく大変なお仕事だということを認知していただいている方もいらっしゃるのだというふうに心強く感じたところです。

この1年間いろいろなことがあったんですが、やはり一番私にとってインパクトが強かったのは、5月24日に亡くなられた新庄さんの件です。この検討会が終わらないうちにというのか、この検討会が開催されている間に、本当に新庄さんにはお気の毒なんですけれども、ああいうことがあって、この報告、ペーパーにも「保護司の安全確保」という項目を入れ込めることができました。タイミングがずれていたら入れられなかったということもあり、ある意味、これは新庄さんの仏前に供えられるような報告書になったのではなかろうかと思っています。本当にああいうことがあってはいけないんですけれども、新庄さんの悲劇を二度と起こさないための項目がこの報告書に付け加えられ、その点に関しては、よかったというふうに思っています。

3点目は、事務局の御苦勞、努力が、この検討会を支えていただいた根底にあるというふうに思っています。私は依頼を受けて、「更生保護」という雑誌の中にも書いたんですけれども、メンバー構成にしても、当事者である保護司さんを主力メンバーとして、構成員として入っていただいて、保護司さんのアンケートもたくさんしっかりとった、こういう当事者的な進行、運営の仕方というのは本当に大切に、私は他の政府の委員会に出ていてこういうことがもっと必要だと思い、発言もしておりました。今回のこの検討会に関しては、当事者の意見が本当に十分というか、今まで私の経験ではベストですね、最高に取り入れられていましたので、メンバー構成からして、事務局の考え方というのがすばらしかったと思います。あと、運営に関しましても、個々の構成員の意見を丁寧に拾っていただいて、それをしっかりこの報告書に汲み上げていただいたというところも、本当に感謝したいというふうに思っております。

今後のことなんですけれども、これも以前申し上げたことなんですけれども、私はやはり改革というのは基本的にはやるべきではない、改善を積み重ねていくことが一番重要であって、改革というのはある意味、失敗だと思っています。改善が十分にできなかったから改革をせざるを得なくなり、そこで血を流したり、いろいろ切り刻んだり、企業も全く一緒なんですけれども、そういったことをせざるを得ないという状況になります。改革というのは何かきれいな言葉として扱われることがありますけれども、私はそれは最善の策ではなく、やはり日々の改善、今回は5年ということですが、基本的に言えば日々改善ですよ、日々直

した方が良いということに関しては改善していく、そういうことができるのが一番いいのではないかと考えています。

その改善の中でやはり一番柱となるのは、今日たまたま「文化としての保護司制度」で私が改めて認識させていただいた、保護司さんの使命感だと思います。強い使命感、強固な使命感、やはりこれがベースにあって、いろいろな改善が進んでいくのだらうというふうに思います。では、その強固な使命感というのはどうやったら継続できるんだらうかということが、この場でも何度か議論になりました。社会貢献だとか、他人事ではなく自分事で考えるとか、いろいろな意見が出ましたけれども、今後、この制度の具体的な見直しをする時に、今後引き続き検討していかなければいけないのは、保護司さんの強固な使命感をいかに継続できるかということではないかというふうに思います。

それに当たる言葉というのは、ずっと頭の中でどういう言葉が一番いいのだらうかと私自身も模索し、この場でも生煮えで意見を申し上げたこともあるんですけども、最近このフレーズがいいのではないかとこのフレーズを発見しましたので、ここで御披露したいと思います。それは、「人の価値とは、その人が得たものではなく、その人が与えたもので測られる」。これは前回も発言した、お金持ちの人がどうして自分のお金をほかの人に寄附したりするのかということにも通じますし、結構真理を突いていて、社会奉仕しなさいというような、何か押し付けがましい感じもしないので、このフレーズは使えるのではないかと考えてメモしました。これをおっしゃったのはアインシュタインです。こういった言葉も一つの材料として、保護司の皆さんの今後の活動に、是非一番芯となる部分として、魂となる部分として役立てていただき、ますます持続可能な保護司制度のために頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございます。

では、押切構成員、お願いします。

押切保護局長 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。今回の会議が13回目ですが、回を重ねて議論を深めていただいたということ、構成員の皆様方が真摯にこのテーマに向き合ってくださったことに深く感謝いたします。

私は、これまで現場で保護観察官や保護観察所長などをやらせていただき、保護司の方々と苦楽を共にしてきました。保護司の方々が毎月面接を重ねて、それが報告書として保護観察所に上がってきて、その報告などが何年も積み重なると一つの保護観察事件記録ができて

いくわけですが、その記録を見ると、保護司の方々の関わりによって保護観察対象者が変わっていくということがよく分かります。そして、その対象者が変わっていく中で、被害者の方への責任感や罪悪感も生まれてくる。私は、保護司の方々の活動のすばらしさを身をもって知ってきましたし、保護観察所に勤めて本当によかったなと思うのは、保護司の方々と出会えて、いろいろなことを共にできたことです。

保護観察の現場にいますと、毎年保護司の方が少なくなっていくといっても、各県数人とか10人とかいった単位ですので、何と申しますか、余り危機感を感じないところがあります。ただ、保護司の方々からは、なかなか新しく保護司になっていただけないというお話はよく聞きますので、そういった感覚は持っているわけです。そうして保護局に来て、全国的に見ると、保護司の数がかなり減ってきているし、高齢化が進んでいるということがよく分かります。特に、60代後半から70代の保護司の方々というのは、今主力の保護司として活発に活動をしてくださっていて、これからその方々がどんどん退任していく中で、その方々が培った知見とか経験が継承されないままで本当にこの制度が維持できるのだろうかということを、非常に危機的なこととして感じるようになったわけです。

そういった中で、私は担当の課長のときに、まずいろいろな角度から御意見を聴こうということで、女性起業家という視点で横田構成員から話を伺ったり、若手の方々の意見を少し集約したいということで、先ほど宮川構成員からもお話が出た若手保護司フォーラムというものを企画したり、いろいろな御意見を伺う機会を設けてきたわけです。しかし、やはりもっと抜本的に、いろいろな御意見をもっと聴いて、これからの保護司制度について考えていく必要があるというふうに思い、そこで、横田構成員にも参加していただきましたし、小西構成員、川出構成員からは、日頃から保護局の政策につきましてアドバイスを頂いておりましたし、清永構成員は、更生保護というなかなか日の当たらない分野を非常に熱心に取材をしてくださって知見をお持ちでしたし、井上構成員は、私どもの制度に対して有識者からいろいろな御意見を頂く公開プロセスなどの中で非常に鋭い御指摘を頂いていたところでしたし、そういった皆様の御意見を伺い、更に今回、5名の保護司の方々に御参加いただきましたが、経験の豊富な方から若手の方、あるいは様々な地域の方から参加していただいて、総合的にお話をお伺いすることができたと思います。

また、先ほど野見山構成員からもありましたように、その議論の前提として、全国の保護司の方々から非常に多くの御意見を頂き、それを基にした議論をしていただきました。その議論を倉吉座長が本当にバランスよく、しっかりと取りまとめてくださいました。改めて皆

様に感謝を申し上げます。

この報告書を踏まえて、保護局として頑張っていかなければなりませんし、保護局・地方更生保護委員会・保護観察所の責任というのも非常に大きなものと改めて感じているところです。また、やはり社会の変化に合わせて、これから、保護司の制度・在り方というのを見直していく必要があるということも強く感じているところです。提言いただいた施策をきちんと実行に移していくということが大事だと思っております。

構成員の皆様におかれましては、是非今後とも御指導、御協力のほどをよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

倉吉座長 どうもありがとうございました。

それでは、私も一言皆さんにお礼を。甚だ至らない座長でありましたが、ここまでの議論できちんと報告書をまとめ上げるところまでやっていただきまして、ありがとうございました。私も皆さんの議論を聞きながら、本当に勉強になりましたが、つくづく思ったのが、やはりここでの議論、更生保護の在り方とか、それから、全国で保護司の皆さんがこんな思いで頑張っているということについて、日本の社会が、今も大丈夫だとは思うんですけれども、今よりもっと懐深く受け入れてくれるような、そういう社会になってほしいということでした。どうも本当にありがとうございました。今出たところ、いろいろな議論が出ましたけれども、5年後の検討に生かしてほしいと思います。

それでは、そろそろ時間となりますので、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次回の第14回検討会は、10月3日木曜日となっております。報告書の確定版をお示しするということになると思います。よろしくお願いします。

長時間にわたりお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

—了—